民法の条文ごとに事実認定の ポイント・判断基準がわかる唯一の書

各条文の法律要件に関する事実認定で何が重要であるか、 事実認定のルールや手法、留意点とポイントを提示!

事実認定体系 契約各論編

全2巻 編著 村田 渉

A5判/上製 定価:各巻 本体4.500円+税

- ◆最高裁から地裁まで裁判例1,200件を整理・分析
- ◆民事裁判実務の第一線で活躍する裁判官が執筆
- ◆実務家のための法律相談や裁判における主張立証方針に必携・必読の書

事項索引/判例索引





条文ごとに[意義・法律要件・法律効果の基本]と [事実認定のポイント・裁判例の位置付け]がわかる構成!

事実認定 体系

契約各論編 内容見本

Ⅱ 請 負

(請負)

第632条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手 方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによっ

て、その効力を生ずる。

◆ 条文ごとに意義・法律要件・法律 効果等を簡潔に整理しています。

事実認定の対象等

本条は、請負契約の成立要件を定める。請負は、有償・諸成・不要式の契 約である。建設工事の請負契約については、契約条件を書面で明らかにする ことが求められている(建設業法19条)が、これは契約関係を明確にし、当 事者間の紛争を未然に防く趣旨の注意規定であって、契約の成立要件ではな いと解されている。なお、冒頭規定説の立場からは、本条は、請負契約の成 立要件とともに、請負契約に基づく請求権を発生させる要件を規定するもの となることは、555条 (意義)のとおりである。

**** 法律要件及び法律効果等

1 法律要件

請負契約が成立する法律要件は、

- ① 当事者の一方がある仕事を完成することを約すること
- ② 相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約すること である。

すなわち、請負の申込みと、それに対する承諾の2個の意思表示が合致す

Ⅱ 請 台

ることである。本条の法律要件に該当する具体的な要件事実は、実務上、 「原告は、被告との間で、平成○年○月○日、別紙物件目録記載の建物を建 签する工事を、代金500万円で請け負ったしなどと記載することが多い。

2 法律効果

請負契約成立の法律効果は、請負人の注文者に対する仕事完成義務と、注 文者の請負人に対する報酬支払義務の発生である。加えて、仕事の目的物を 注文者が取得することを要するときは、請負人は、完成した仕事を注文者に 引き渡す義務を負う。

なお、建築基準法等の法令の規定に適合しない建物の建築を目的とする請 負契約は、公序良俗に反し無効とされることがある(最判平成23年12月16日 裁判集民238号297頁 [28180015])

参考裁判例

「報酬」については、仕事の完成に対して 請負) もできるし、概算の金額や計算の基 (概算請負) もできる。また、請負契約が任 って、仕事が完成するまでの問は、請負人は なかいことから、注す来の報酬すれば称がし 例IDを記載しています。 『D1-Law.com 判例体系』をご契 約の場合は、判例全文・解説等を すぐに確認できます。

裁判例には、判例データベース

『D1-Law.com 判例体系』の判

立時混と仕事完成時混が対立するものの、判例は、報酬支払債務は請負契約 の成立と同時に発生する債務であって、仕事の完成によって発生する債務で はないと解している(大判明治44年2月21日民蘇17輯62頁 [2752146]]、大 判昭和5年0月28日民集9条1055百 [2

事実認定における問題が

◆ 法律要件を踏まえて、事実認定の 視点から問題点を挙げています。

これまでの裁判例では、(1) 請負契約の締結、(7) 当事者、(4) 請負契約の 締結に至る段階、(2) 仕事、(7) 追加変更工事の合意の有無、(4) 仕事の完成、 (ウ) 目的物に係る所有権の帰属、(3) 報酬の合意及びその額。(4) 請負と他の

法律行為との関係について問題

③ 問題点ごとに関連する裁判例の要旨 とそのポイントを分析しています。

事実認定についての裁判例と解説

- (1) 請負契約の締結
- (ア) 当事者

請負契約の当事者について判断した事例としては、次のものがある。

裁判例

● 東京高判昭和54年7月31日判時938号35頁 [27405115]

II 請負 解説

請負契約の当事者、特に報 買契約の当事者を認定する場 るように、① 実際に契約交

るように、① 実際に契約交 となったのは誰で、その理由 の「契約前の事情」、② 請負

具体的な事実への法のあてはめを 重視し、どのような間接事実や証 拠が考慮されたか、経験則がどの ように適用されたかを実務に活か せる形で解説しています。

情」、及び、③ 請負の成果物を受領し実際にこれを使用している者は誰か、 公租公課の負担や融資金の返済をしている者は誰かなどの「契約後の事情」 を考慮して判断するものと思われる。

詳細・お申し込みはコチラ _

-<クレジットカードでもお支払いいただけます> 第一法規 事実認定契約

検索 CLICK!